

3. 就労支援サービス

民間企業から軽作業を受注し、若年認知症本人および障害者の方が作業を行うことを支援する取り組みが実施されています。

(1) 実施機関 …… 医療法人 藤本クリニック（守山市梅田町 2-1-303）

(2) 実施日 …… 毎週水曜日 12時～16時（変更の場合あり）

(3) 問い合わせ …… TEL : 077-582-6032 / 090-7347-7853

5. 金銭管理と契約の管理が心配

1. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や精神障害などで判断能力が十分でない方の財産管理や契約の支援を行うことによって、本人の権利と利益を守るために制度です。本人名義の財産の預貯金の管理や生命保険などの各種契約について、「後見人」が行うことを家族間で公式に承認することで、人間関係のトラブル回避にもなります。

(2) 成年後見制度の種類と手続きについて

成年後見制度の種類

■ 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

制度の種類		本人の判断能力	備考
成年後見制度	後見	全くない	*法律に基づく後見で、家庭裁判所が後見人を選任する
	保佐	著しく不十分	
	補助	不十分	
任意後見制度		今は大丈夫だが、将来、判断能力が不十分になった場合に備える	*本人が指定する後見人と契約し家庭裁判所の選任する任意後見監督人が監督する

(3) 手続きの流れ

- ①「法定後見人」の申し立ての窓口は、居住地の家庭裁判所です。
- ②「申立書」のほかに、戸籍謄本・住民票・登記事項証明書・診断書・財産目録等各種書類が必要です。
- ③申し立てから審判まで、約4ヶ月の期間と必要書類や印紙代に1～2万円程度、判断能力の鑑定料に5～10万円程度の費用がかかります。（平成25年6月現在）
(後見人に対する費用は別途になります)
- ④「任意後見人」の場合は、委任契約に基づく「公正証書」の作成等15,000円程度と、任意後見監督人への報酬が必要です。

(4) 成年後見制度の利用の仕方

- ①「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分な方に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。本人が認知症の場合、親の遺産や自己所有財産の相続など親族間で財産管理を明確にするためには、「法定後見制度」が活用できます。
- ②「任意後見制度」は、本人の判断能力がある間に、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、支援者や支援内容を自分自身できめておく制度です。将来の財産管理や介護・医療サービスの利用に不安がある場合は、「任意後見制度」が活用できます。
- ③「成年後見制度」の相談は、家庭裁判所や弁護士会のほか、市町の福祉担当課でも相談に応じています。

(5) その他の制度

- ①滋賀県内の市町社会福祉協議会では、判断能力の不十分な方が、安心して暮らしていくよう、本人の意思決定にもとづき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施しています。
- ②この事業では、判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用の仕方や手続きに不安がある方や、日常的な金銭の管理が不安な方を対象にしています。
- ③サービスの内容は、◎福祉サービス利用援助 ◎日常的金銭管理サービス ◎書類預かりサービスです。
- ④利用については、まずは、お住まいの市町の社会福祉協議会へご相談ください。担当職員が本人と一緒にサービスの内容を考えたり、説明させていただきます。
- ⑤相談は無料ですが、サービスが始まると利用料金がかかります。ただし、生活保護世帯は無料です。
- ⑥その他、詳細の料金体系等は各市町社協により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

▼権利や財産を守ります

認知症で判断能力が低下すると「訪問販売員に勧められるまま不要な高額商品を買わされた」「通販で大量の商品が届くが、本人は覚えがないと言い張る」などといったトラブルや、財布や通帳の管理を心配されます。こんな時、考えてみたいのが成年後見制度です。これは、法律上の制度で、家庭裁判所が適任と思われる「成年後見人」を選任し、認知症になった人の権利や財産を守ります、もしも問題のある契約があった場合、後見人は「取消権」を使って契約を解除することができます。

6. 自動車の運転について

1. 認知症の人の自動車運転

認知症の人の車の運転は家族にとって大きな不安です。やめさせたいと思っても本人の生活手段や生きがいを奪うことになりはしないかとためらい悩んでしまいます。

鉄道やバスなどの公共交通機関が発達している都市部に比べ、地方には「車がないと生活できな

い」というところもたくさんあります。今まで車を出かけるときの交通手段として使ってきた人に対し、認知症になったから今すぐ運転はやめましょうと言っても、すぐにやめられるものではありません。しかし、そのまま放っておけるものではありません。すぐに結論がでることではありませんが、症状が軽いうちから主治医に相談し、どうするのが一番いいのか、家族全員で考えていきましょう。

「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」(国立長寿医療研究センター長寿政策科学研究所のホームページからダウンロードできます)には、運転者が認知症になった時の対応が具体的に紹介されていますので参考にしてください。

平成29年3月に施行予定の道路交通法改正によって、75歳以上の運転免許を持っている方が、免許を更新される時や一定の違反行為をしたときは、認知機能検査を受けることになります。認知機能検査の結果によっては高齢者講習を受けることや、医師の診断書の提出が必要になる場合があります。

65歳以上の高齢者の方が運転免許を自主返納すると、タクシーやバス料金の運賃の割引、県内のいろいろなお店での割引や粗品進呈などのサービスが受けられる「自主返納高齢者支援制度」があります。



▼苦労しました。運転をやめてもらうこと！（家族の言葉）

運転をやめもらうことにはとても苦労しました。何度も主治医とともに説得をして、ようやく夫は受け入れてくれました。車の運転はできなくなりましたが、大好きだった旅行には電車で行こうと計画しています。

例えば、幼い子どもであれば、親代わりとなる大人の存在も必要となります。また、子どもが、受験や進学、就職、結婚、出産、子育てなど人生の大きなライフイベントを迎える時期にある場合もあります。子どもには介護などを理由に人生の選択をあきらめることがないように、同居の家族、親族、地域、学校などが連携しながら、数年先から数十年先を見据えた支援が求められます。

(2) 経済的支援

経済状況により教育費の支払いが困難になった場合には、子どもの就学を支援する制度があります。詳しくは、学校や教育委員会等にお問い合わせください。



▼病気の説明をみんなで聞いてから家族で支えることができました。（家族の言葉）

先生から夫の病気について説明をしてもらったのはもう数年前になります。「お父さんの病気は治らないの？」と泣いていた子供たちも、今では大学生と高校生になりました。病気の説明を聞いてくれたことで、家族みんなで夫を支えることができ、周囲の皆さんと共に子供たちを支えていただきました。



8. 同じ悩みを持つ仲間と話したい

7. 子どもたちへの対応について

若年認知症の方は、子どもと一緒に暮らしている年齢で発症され、様々な課題に直面されることも多いことから、子どもたちへの対応も考えていく必要があります。

1. 子どもへの説明

認知症によって親の様子が徐々に変わっていくことに子どもが不安を抱くことがあります。子どもの理解力に合わせて親の病気について説明し、子どもが親との時間を悔いなく過ごせるようにすることが重要です。

2. 子どもへの支援

(1) 若年認知症の方を親に持つ子どもへの支援は、子どもの成長にあわせ精神的、経済的なことも含めて考えいかなければなりません。

1. 若年認知症の人と家族のつどい

若年認知症の方および家族が、気持ちを共有し、介護や生活の工夫を学び、不安感などの軽減を図りながら、自らの力を発揮できるよう、本人・家族の交流の場となっています。

(1) 若年認知症の人と家族会（サルビアの会）

守山市梅田町 2-1-303 (医療法人藤本クリニック)

電話：077-582-6032 / 090-7347-7853

(2) 公益社団法人 認知症の人と家族の会 滋賀県支部

草津市笠山 7丁目 8-138 (県立長寿社会福祉センター内)

フリーダイヤル：0120-294-473

(毎週 月～金曜日 10時～15時 祝日・お盆・年末年始は休み)

★県内各地で、認知症の人と家族のためのつどいを開いています。

どなたでもご参加できます。一人で悩まず仲間と出会ってください。

(詳しくは次ページの表をごらんください。)